奈良スーパーアプリ活用のための手続内容等整理業務委託仕様書

本仕様書は「奈良スーパーアプリ活用のための手続内容等整理業務委託」の仕様を定めるものであり、以下本文中「奈良県」を甲、「受託者」を乙という。

1　名称

奈良スーパーアプリ活用のための手続内容等整理業務委託

2　目的

本県では、令和４年３月に奈良デジタル戦略を策定し（奈良デジタル戦略 URL：https://www.pref.nara.jp/60695.htm）、人口減少やテクノロジーの進化などの社会情勢の変化を踏まえ、行政・家庭・経済の３分野で地域のデジタル化を戦略的に推進することとしている。これにより、医療・福祉や公共交通分野など地域が抱える課題の解決や住民及び事業者の利便性向上、行政の生産性向上等の実現を目指している。

この戦略の重点プロジェクトの一つとして、「情報連携基盤（奈良スーパーアプリ）による行政サービスの変革」を掲げており、令和５年度にシステムを構築し、令和６年度より本格運用を開始した。

情報連携基盤（奈良スーパーアプリ）は、住民・事業者等向けのポータルサイトと、職員向けの業務システム等で構成されているＷｅｂアプリであり、Salesforce Platformを活用した住民・事業者等へ最適な行政サービスを届けるためのプラットフォームとして、ＣＲＭ（Customer Relationship Management、顧客関連管理）の実現を目指すものである。

個別のアプリケーションとしては、県・市町村職員等が住民の属性に応じて情報コンテンツの配信が可能な情報発信機能のほか、申請・届出等の行政手続や公共施設の予約等、県・市町村職員がノーコード／ローコードにより行政手続・施設を追加できる汎用電子申請機能・施設予約機能を有している。その他、学校関連手続（県立高等学校の入学願書申請、奨学金・奨学給付金にかかる給付シミュレーション及び申請）、こども・子育て関連サービス（なら子育て応援団の登録申請やひとり親家庭の支援のための相談受付等）を提供している。

また、情報連携基盤（奈良スーパーアプリ）では、データ連携基盤として都市 OS（FIWARE）を構築しており、自治体が有するオープンデータを格納するとともに、今後、静的データ・動的データを API 連携等により保有し、研究機関や民間企業等でのデータ利活用を図るほか、他自治体が管理するデータ連携基盤との連携も進め、住民の利便性・幸福度をさらに向上させることを目指している。

本業務では、情報連携基盤（奈良スーパーアプリ）の現状を踏まえ、県及び市町村業務を対象として、ＣＲＭの機能を最大限発揮し、住民・事業者等へより最適な行政サービスを届けるための効果的かつ効率的な施策の展開案や新たな機能の追加について提

案すること、甲が指定する県及び市町村等の個別行政事務において現状の奈良スーパーアプリで実現できることとのＦＩＴ＆ＧＡＰを整理し、奈良スーパーアプリの活用を促進するための道筋を作るとともに、業務整理の過程において、追加すべき新機能についての機能整理・仕様検討を実施し報告書にとりまとめることを目的とする。
【参考資料】「02_情報連携基盤（奈良スーパーアプリ）について」

３　委託期間

契約締結の日から令和７年３月２１日（金）まで

４　委託上限金額

３３，４４０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

５　委託業務の内容

委託業務の内容は、奈良スーパーアプリの利用拡大に向けた今後の施策の展開についての提案や、県及び市町村業務についての業務フロー等の整理、追加する新機能についての検討・整理など以下（１）～（５）に記載の事項とする。本仕様書に記載されていない項目については、別途協議の上、定めることとする。

（１）令和５年度の構築状況を踏まえた奈良スーパーアプリの利用拡大に向けた今後の施策の展開案の提示

「２　目的」記載のとおり、奈良スーパーアプリは、「情報発信機能」「施設予約機能」「汎用電子申請機能」「データ連携基盤」「学校関連手続」「こども・子育て関連サービス」の機能を有しており、令和６年度より本格運用を開始したところであるが、今後、県だけではなく、県内市町村等とも奈良スーパーアプリを共同利用し、情報連携をさらに推進する意向である。

そういった背景を踏まえ、奈良スーパーアプリのＣＲＭの機能を最大限発揮しつつ、住民・事業者等へより最適な行政サービスを届けることにより、利用者満足度・幸福度をさらに高めるための効果的かつ効率的な施策の展開案並びに実現方法及び実現性について検討し、提案すること。

提案にあたっては、奈良スーパーアプリ（都市ＯＳを含む）が有するデータ利活用のユースケースや、県内市町村等が行うマイナンバー関連業務との連携内容を必ず含めること（ただし、三層分離による情報セキュリティの遵守は徹底すること）。

なお、検討にあたっては、現在の奈良スーパーアプリにない新たな機能の追加や他システムとの連携、民間事業者等との連携を含めることを可能とする。

（２）県業務における業務整理

県が所管する業務において、既存業務の事務フローや申請書等の資料を確認し、奈良スーパーアプリが有する各機能（主には令和５年度に構築した施設予約機能、汎用電子申請機能（令和６年度に追加するスケジュール予約機能を含む））により対応できる範囲・対応できない範囲を明確化し、対応できる範囲については、職員が設定するための項目等設定案（設定項目名、プルダウン等の設定方法等をとりまとめたもの）を作成するとともに、対応できない範囲については、ＢＰＲ（Business Process Reengineering）の方法や、他事務へも展開が可能な新機能要件等について提案すること。

対象業務については、契約締結後に奈良県が指定する対象業務リストの中から、甲と協議の上、選定を行い決定するものとする（（４）と合わせて 10 業務程度を想定）。

必要に応じて、業務所管課へのヒアリングを実施すること。業務所管課との打合せの調整は、奈良県総務部デジタル戦略課を介して行うこと。

様々な業務で活用できる新たな機能の追加については、令和６年度中での対応も視野に入れていることから、整理できたものから順次甲へ報告すること。

（３） 市町村に対する調査の実施

県では、奈良スーパーアプリを県内３９市町村とも共同利用する意向であり、令和５年度においては、奈良スーパーアプリの構築状況や利用できる機能、操作方法等について説明会を数回開催し、令和６年４月から全団体が利用できる環境を整えたところである。

また、令和５年度末には、県主体で県内３９市町村を対象に奈良スーパーアプリの利用意向等を調査した（【参考資料】「03_市町村の意向調査とりまとめ（R6.4.1 時点）」、「04_市町村の意向調査とりまとめ詳細（R6.4.1 時点）」）。

令和６年度においても継続的に意向調査を実施するとともに、奈良スーパーアプリに期待することや追加して欲しい新たな機能等について調査し、その内容・機能要件・概算費用等について整理し、県へ報告すること。様々な業務で活用できる新たな機能の追加については、令和６年度中での対応も視野に入れていることから、整理できたものから順次甲へ報告すること。

なお、県内市町村が奈良スーパーアプリを共同利用するにあたっての市町村における費用負担の考え方を令和５年度中に定め、市町村に利用料を支払ってもらうこととしている。本業務で市町村に意向調査をする際には、各市町村の利用意向を踏まえ、各市町村が令和７年度予算要求をすべき項目・算出基礎・金額等について８月末～９月上旬に提示すること。また、県の令和７年度予算要求（歳入・歳出）にも反映できるよう、９月 13 日までに予算要求関係資料（市町村関連）をとりまとめ、甲へ報告すること。

（４） 市町村業務における業務整理

県業務と同様、市町村が所管する業務において、既存業務の事務フローや申請書等の資料を確認し、奈良スーパーアプリが有する各機能（主には令和５年度に構築した施設予約機能、汎用電子申請機能（令和６年度に追加するスケジュール予約機能を含む））により対応できる範囲・対応できない範囲を明確化し、対応できる範囲については、職員が設定するための項目等設定案（設定項目名、プルダウン等の設定方法等をとりまとめたもの）を作成するとともに、対応できない範囲については、ＢＰＲ（Business Process Reengineering）の方法や、他事務へも展開が可能な新機能要件等について提案すること。

対象とする市町村は、前述の令和５年度末に実施した市町村への調査結果（【参考資料】「03_市町村の意向調査とりまとめ（R6.4.1 時点）」、「04_市町村の意向調査とりまとめ詳細（R6.4.1 時点）」）を踏まえ、利用意向の強い市町村等とし、県と協議の上、決定すること（４団体程度を選定）。

業務整理を行う市町村の業務については、上記で選定した市町村とのヒアリングを通じて、甲と協議の上、決定するものとする（（２）と合わせて 10 業務程度を想定）。

市町村との打合せの調整は、奈良県総務部デジタル戦略課を介して行うこと。

様々な業務で活用できる新たな機能の追加については、令和６年度中での対応も視野に入れていることから、整理できたものから順次甲へ報告すること。

（５）最終報告会の実施

最終報告書を作成し、２月下旬までに最終報告会を１回（２時間程度）開催すること。

（６）協議・打合せの実施

本業務を履行するため、必要な協議・打合せは奈良県総務部デジタル戦略課と適宜行い、進捗状況等を報告すること。また、協議・打合せの終了後は議事録（様式任意）を作成し、協議・打合せを行った日から１週間以内に甲に提出すること。

（７）実施報告書の提出

実施報告書については、上記（１）～（４）について取りまとめ、成果物として甲へ提出すること。

６　実施体制・配置予定の要員

（１）実施体制

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者等を明確にすること。

（２）配置予定の要員

本業務を遂行するための要員は、ＲＦＰ（Request for Proposal）策定またはコンサルティング業務の経験がある者を配置すること。

7　実施場所

職員との打合せや報告会等は、オンラインまたは甲の指定する場所で実施するものとする。

8　成果物

乙は期限までに、次に掲げる事項に留意の上、業務に関する成果物を甲に提出するものとする。

（１） 成果物の構成

(ア) 予算要求関係資料（市町村関連）　期限：令和６年９月１３日（金）

(イ) 業務整理・新機能関係資料

業務概要、業務フロー、各業務詳細、新サービス・システム概要、基本仕様案、機能要件定義案、非機能要件案、システム構成案、システムイメージ（画面イメージ、画面遷移）、構築・運用スケジュール、定性的・定量的効果、費用対効果整理

期限：順次報告の上、最終報告書にとりまとめること

(ウ) 最終報告書　期限：令和７年２月下旬

(エ) 実施報告書　期限：令和７年３月１４日（金）

（２） 納入物

（１)に示す各成果物を保存した電子媒体（CD-R 等）１部

※電子データの作成にあたっては、特に指定がない限り、甲の職員が「Microsoft Office」で編集できるソフトを使用すること。それ以外のソフトを使用する際には、甲に相談すること。

（３）納入場所

奈良県総務部デジタル戦略課（奈良県庁情報管理棟１階）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町３０

9　成果物の帰属及び秘密保持

（１）成果物の帰属

本業務により得られた成果物は、甲に帰属するものとする。

（２）秘密の保持

乙は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

１０　個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

１１　その他事項

（１）本業務に必要となる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、乙の負担とする。

（２）業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用権等の権利については、乙において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、乙はその一切の責任を負うこと。

（３）乙は、本委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（４）本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（５） 別記２「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

（６） 本業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別記３「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。

＜別記１＞

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第６　乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第 10　甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 11　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 12　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき　事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

＜別記２＞

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

1　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

3　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

＜別記３＞

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

（認定・認証制度の適用）
第１　個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

（情報へのアクセス範囲等）
第２　取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

（再委託先の情報セキュリティ）
第３　再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

（情報セキュリティ事故発生時の対応）
第４　情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

（電子メール利用時の遵守事項）
第５　インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、ＢＣＣで送信すること

（郵便等利用時の遵守事項）
第６　郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

（コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）
第７　奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること
２　奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウエアは、常に最新の状態に保つこと

（情報の持ち出し管理）
第８　仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

（契約満了時のデータ消去）
第９　契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

（準拠法・裁判管轄）
第 10　データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

（契約満了時のアカウント削除）
第 11　クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

（サービスの設定）
第 12　発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

情報連携基盤「奈良スーパーアプリ」について

奈良スーパーアプリ

奈良県総務部デジタル戦略課

情報連携基盤「奈良スーパーアプリ」が、R６.４月からスタートしています。

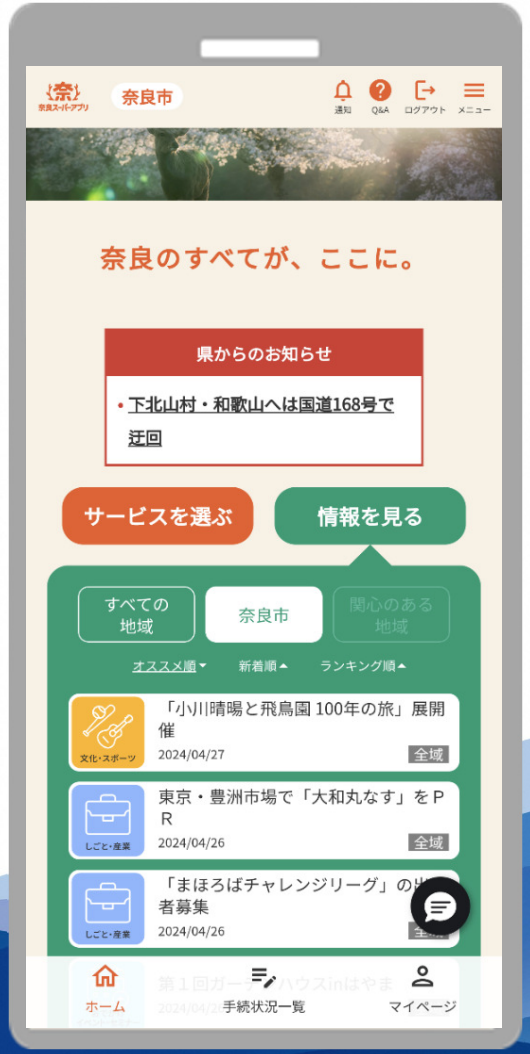

◀ 住民用トップページ
（ログイン後）

奈良スーパーアプリURL：
https://nsa.pref.nara.jp/ctztop/

接続用QRコード

県・市町村による利用を拡大していきたいと考えています。

奈良スーパーアプリについて
（1）概要

令和6年4月より本格稼働

奈良スーパーアプリとは、
- 住民・事業者等向けのポータルサイトと、職員向けの業務システム等で構成されているWebアプリ
- 情報発信、電子申請、施設予約等の機能を有している
- 住民・事業者等へ最適な行政サービスを届けるためのプラットフォーム（CRMを実現）
  ※CRM（Customer Relationship Management）【顧客関係管理】

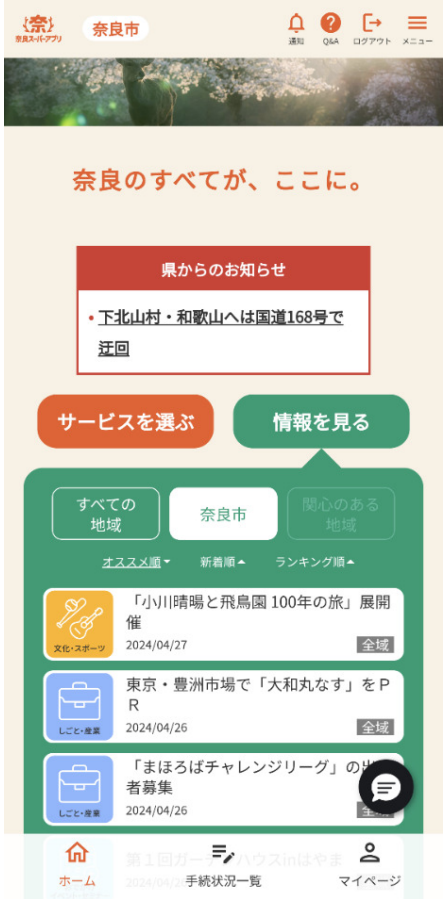

奈良スーパーアプリURL：https://nsa.pref.nara.jp/ctztop/

職員で手続等の追加が可能

奈良スーパーアプリについて
（2）大切にしている考え方

住民・事業者等を顧客として捉え、様々な情報から、組織を横断した情報の提供、手続の実施をサポートしていくCRM （Customer Relationship Management）【顧客関係管理】を目指しています。

最適なサービスを実現するための考え方（CRM）

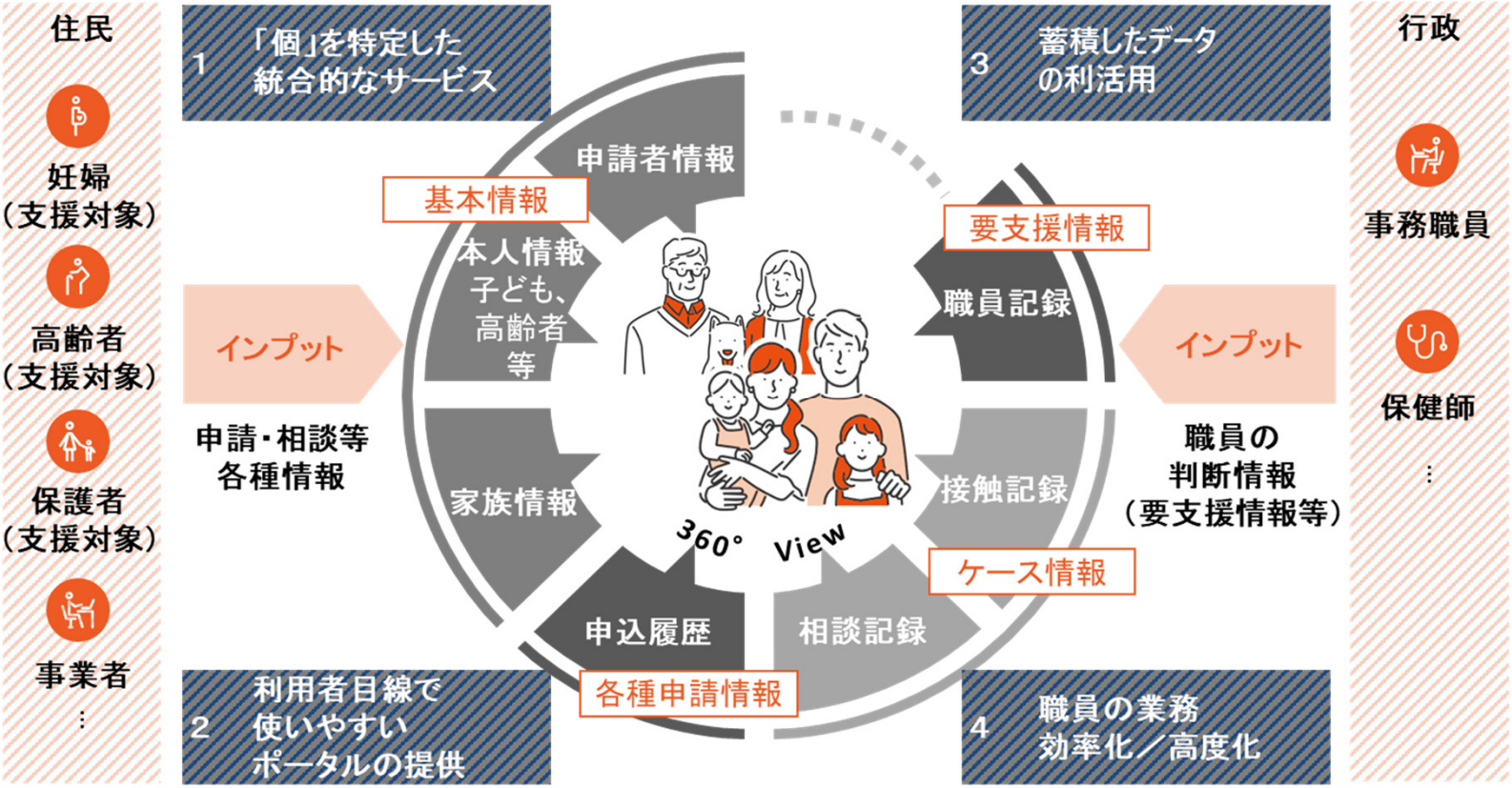

民間の考えを行政に

民間に例えると、お客様管理を行い、お客様のニーズに応えていくもの

住民・世帯の情報は様々存在する
- 申請情報
- 本人情報
- 家族の情報
- 申請履歴
- 来庁の相談履歴

など

これらの情報を一か所に集め、状況を把握し、行政サービスを行っていく（CRM）

多様化している
住民ニーズに応じて
柔軟な対応を目指す

奈良スーパーアプリについて
（2）大切にしている考え方

例えば、住民は自分の興味・関心に応じた情報だけをポータル上で確認することができます。
また、住民・事業者の情報を元に直接メッセージを配信することもできます。

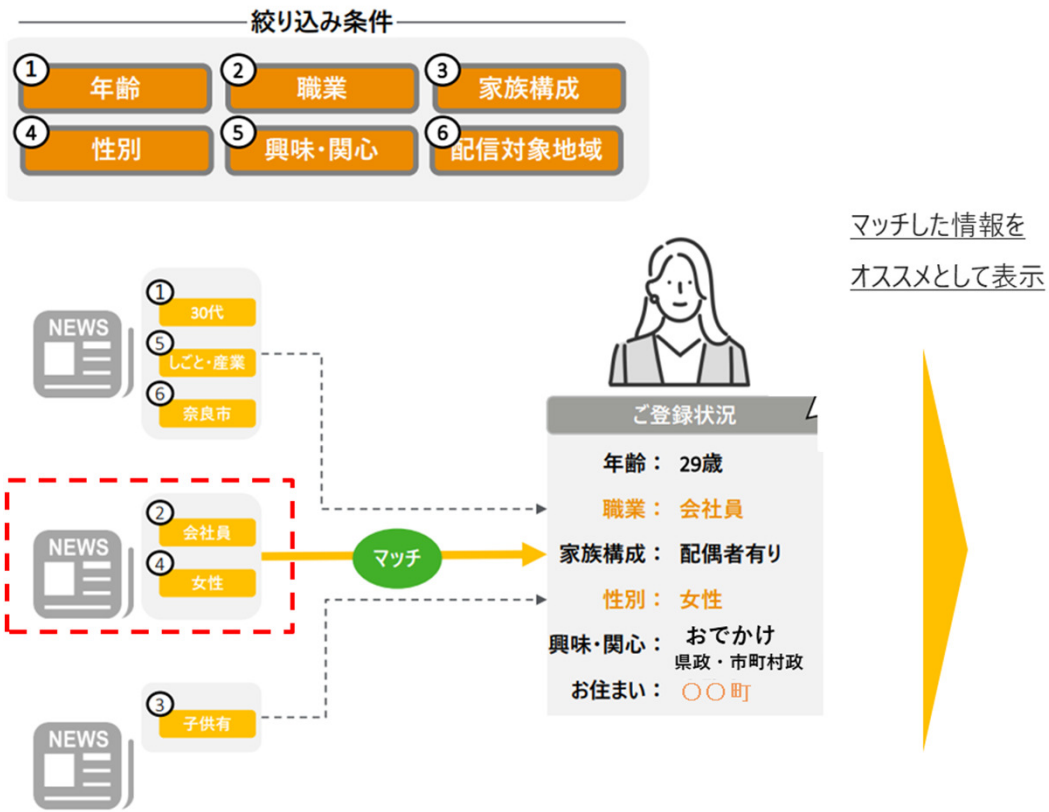

また、アカウント登録されている住民／事業者情報や申請情報をもとに、住民・事業者の方へ**メッセージ配信（メール配信）することも可能**です。

（例えば、
・30代～40代の女性にのみ、情報を届けたい
・過去に申請した事業者に制度を周知したい）

行政サービスをダイレクトに届けることができます。

奈良スーパーアプリについて
（3）主な機能

施設予約	登録した施設・設備等の予約枠に対し、予約の受付をする機能です 手続を経れば、クレジットカードやPayPay等によるオンライン決済も可能です	・職員による施設の追加が可能 ［参考］e古都なら　契約満了（R7.12月）
電子申請	様々な行政手続をオンラインで実施するための申請機能です 職員側の確認・審査や補正通知等も行うことができます 手続を経れば、クレジットカードやPayPay等によるオンライン決済も可能です	・職員による手続の追加が可能 ［参考］e古都なら　契約満了（R7.12月）
情報発信	県や市町村からの情報コンテンツについて、ユーザーが設定した興味・関心のカテゴリをふまえて、表示します	・県ではすべての報道発表を奈良スーパーアプリで実施 ・職員によるコンテンツの登録が可能 ・「情報発信→手続」への誘導が可能
データ連携基盤	自治体が保有するオープンデータを格納し、それらを研究機関や民間企業等にAPI連携利用により活用してもらえることを目指します（FIWAREによる基盤を構築）	・有益なユースケースについて検討中 ・県が構築するGISとの連携も検討中
子育て関連手続	「なら子育て応援団」の関連事業に係るオンライン申請や情報検索ができます ひとり親向けの相談サービス、手続きガイド機能も有しています	・旧奈良っ子はぐくみアプリを統合（R6.3月） ・機能の拡張についても検討中
学校関連手続	県内公立高校入試の出願手続、自身が高校在籍時に利用可能な給付金・奨学金等を調べられるとともに、奨学給付金・奨学金の申請ができる機能です	・県立高校等のWeb出願を実施 ・奨学金申請の受付開始（R6.4～） ・奨学給付金申請の受付を段階的に開始（R6.7～）

奈良スーパーアプリについて （3）主な機能 ～情報発信（ポータル）～

奈良スーパーアプリへのログイン後、利用者の居住地に合わせて画面を初期表示します。

▲住民用トップページ（ログイン後） ※団体･事業者用ページもあります

➢ **「サービスを選ぶ」**

- 奈良スーパーアプリに登録されている申請・届出等の手続や公共施設の予約などが利用可能
- マイページでお知らせや手続状況を表示するほか、メールでも通知

▼マイページ

➢ **「情報を見る」**

- 地域条件でコンテンツの検索が可能
  「すべての地域」／「お住まいの地域」／「関心のある地域」
- コンテンツの並び替えも可能
  「オススメ順」／「新着順」／「ランキング順」
- 情報配信から申請等まで、一連の手続をオンライン上で完結
- 公式ＨＰや外部リンク先への遷移も可能

▼情報発信コンテンツ登録画面

➢ **コンテンツ登録**

- 各所属（県）で、住民の属性・関心を選択し配信が可能
- 県ではすべての報道発表を奈良スーパーアプリで実施
- 市町村も独自でコンテンツ登録が可能

奈良スーパーアプリについて （3）主な機能 ～施設予約～

トップページの「施設を予約」アイコンから、登録されている公共施設を検索し、各施設の予約ができます。

▲トップページ（ログイン後）

▲「施設を予約」アイコン押下後

➢ **「施設の検索」**

- 「名称」／「目的」／「所在地」から施設検索が可能

➢ **「施設の利用」**

- 利用者登録をした上で、各施設の予約申込が利用可能
- 施設検索で表示された施設について、予約内容の選択が可能（予約できる日はカレンダー上で表示）
- 施設利用料の支払いは、オンライン決済が利用可能
- お気に入りの施設として登録することも可能

▼ 予約できる日をカレンダー上で表示

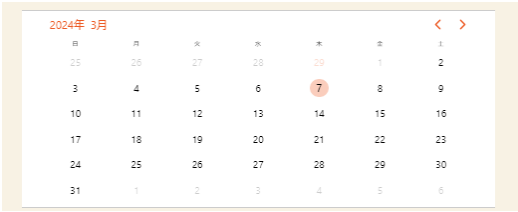

▼ 予約受付する施設の登録画面

➢ **予約できる施設の登録**

- 奈良スーパーアプリで予約受付する公共施設について、各所属（県）・市町村独自で登録が可能

奈良スーパーアプリについて （3）主な機能 ～電子申請～

トップページの「申請・手続」アイコンから、登録されている申請・届出等を選び、手続きを行えます。

▲トップページ（ログイン後）

▲「申請・手続」アイコン押下後

➢ **「手続の絞り込み」**

- 「キーワード」／「興味・関心タグ」／「地域」等から手続の絞り込みが可能

▼ 手続の絞り込み画面

➢ **「手続の実施」**

- 次の流れで手続が実施可能
  ①手続一覧から選択
  ②詳細内容を確認
  ③フォーム等を入力し申請
- 手続の進捗状況は、マイページから確認可能

▲ 手続詳細画面イメージ

▼ 受付するオンライン申請の登録画面

➢ **利用できる手続の登録**

- 奈良スーパーアプリで受付する手続について、各所属（県）・市町村独自で登録が可能
- 申請者↔職員、職員間でやりとり可能（ワークフロー）

参考：システム概要図①

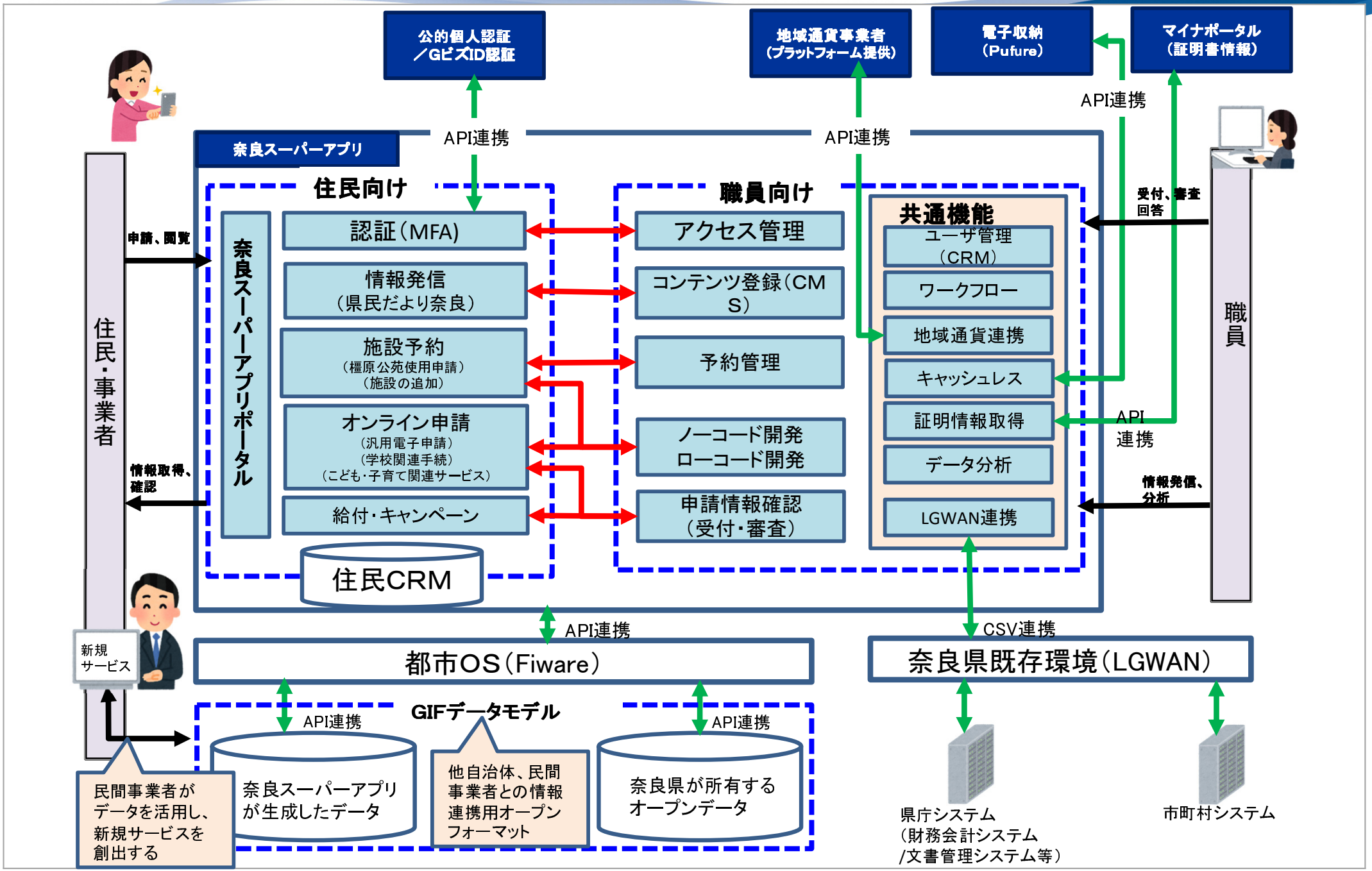
公的個人認証
／GビズID認証
地域通貨事業者
（プラットフォーム提供）
電子収納
（Pufure）
マイナポータル
（証明書情報）
API連携
API連携
API連携
奈良スーパーアプリ
住民向け
職員向け
共通機能
住民・事業者
申請、閲覧
情報取得、確認
奈良スーパーアプリポータル
認証（MFA）
情報発信
（県民だより奈良）
施設予約
（橿原公苑使用申請）
（施設の追加）
オンライン申請
（汎用電子申請）
（学校関連手続）
（こども・子育て関連サービス）
給付・キャンペーン
住民CRM
アクセス管理
コンテンツ登録（CMS）
予約管理
ノーコード開発
ローコード開発
申請情報確認
（受付・審査）
ユーザ管理
（CRM）
ワークフロー
地域通貨連携
キャッシュレス
証明情報取得
データ分析
LGWAN連携
受付、審査
回答
API
連携
情報発信、
分析
職員
新規
サービス
API連携
CSV連携
都市OS（Fiware）
奈良県既存環境（LGWAN）
GIFデータモデル
API連携
API連携
民間事業者が
データを活用し、
新規サービスを
創出する
奈良スーパーアプリ
が生成したデータ
他自治体、民間
事業者との情報
連携用オープン
フォーマット
奈良県が所有する
オープンデータ
県庁システム
（財務会計システム
/文書管理システム等）
市町村システム

参考：システム概要図②

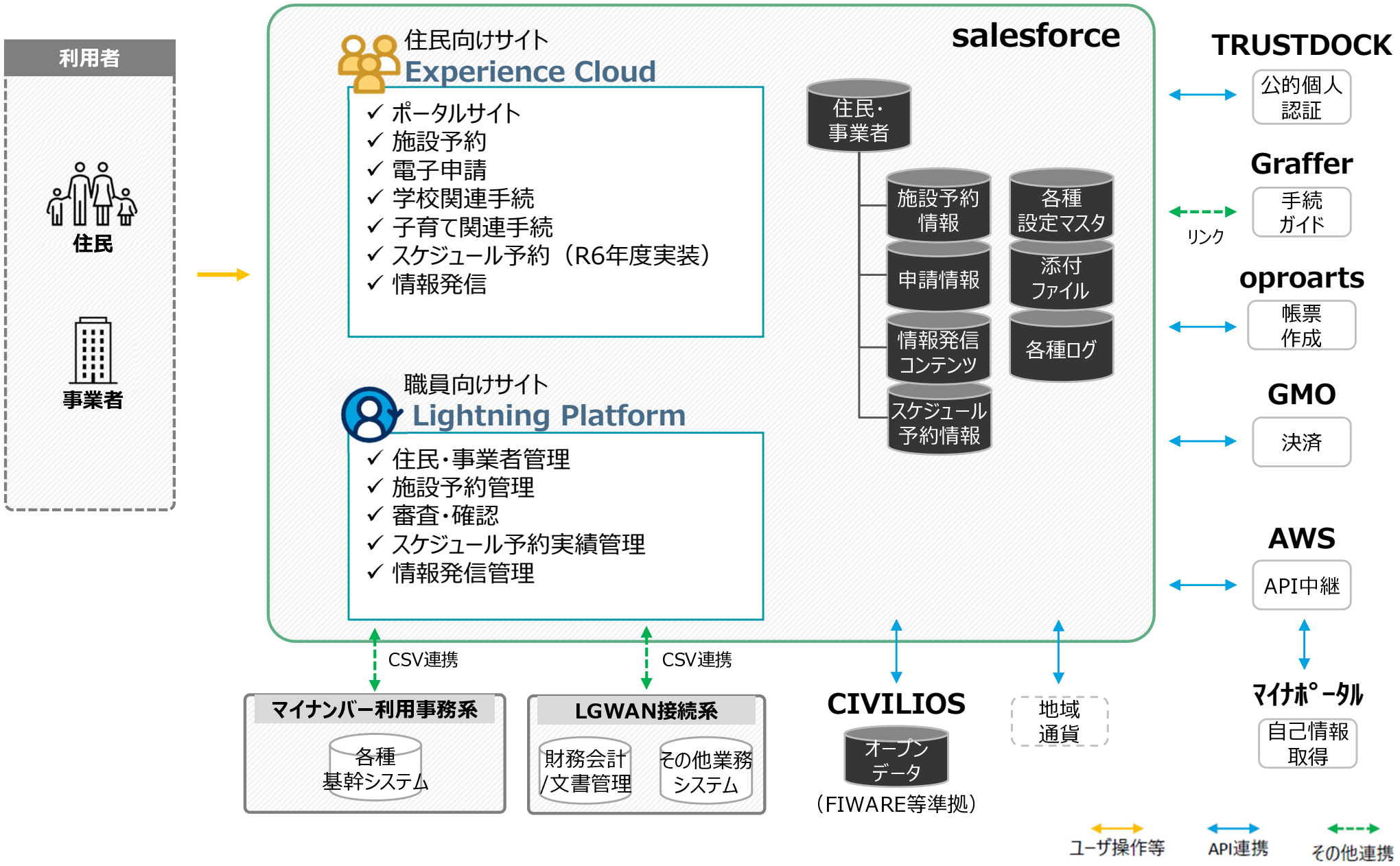
利用者
住民
事業者
salesforce
住民向けサイト
Experience Cloud
✓ ポータルサイト
✓ 施設予約
✓ 電子申請
✓ 学校関連手続
✓ 子育て関連手続
✓ スケジュール予約（R6年度実装）
✓ 情報発信
職員向けサイト
Lightning Platform
✓ 住民・事業者管理
✓ 施設予約管理
✓ 審査・確認
✓ スケジュール予約実績管理
✓ 情報発信管理
住民・事業者
施設予約情報
各種設定マスタ
申請情報
添付ファイル
情報発信コンテンツ
各種ログ
スケジュール予約情報
TRUSTDOCK
公的個人認証
Graffer
手続ガイド
リンク
oproarts
帳票作成
GMO
決済
AWS
API中継
マイナポータル
自己情報取得
CSV連携
CSV連携
マイナンバー利用事務系
各種基幹システム
LGWAN接続系
財務会計/文書管理
その他業務システム
CIVILIOS
オープンデータ
（FIWARE等準拠）
地域通貨
ユーザ操作等
API連携
その他連携